

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(平成十八年九月二十九日)

(厚生労働省告示第五百二十三号)

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第三項及び第三十条第二項並びに附則第二十二条第四項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、別表第12の8及び第13の9以外については平成十八年十月一日から、別表第12の8及び第13の9については平成十九年四月一日から適用し、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百六十九号)は、平成十八年九月三十日限り廃止する。ただし、平成十八年九月三十日以前に提供された指定障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

- 一 指定障害福祉サービス等(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)及び基準該当障害福祉サービス(法第三十条第一項第二号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。)に要する費用の額は、別表介護給付費等単位数表第1から第3まで及び第5から第16までにより算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額又は同表第4により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。
- 二 前号の規定により、指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

改正文 (平成一八年一二月二二日厚生労働省告示第六六〇号) 抄

平成十八年十二月二十三日から適用する。

改正文 (平成一九年六月二九日厚生労働省告示第二二七号) 抄

平成十九年七月一日から適用する。

改正文 (平成二〇年三月三一日厚生労働省告示第一九一号) 抄

平成二十年四月一日から適用する。

改正文 (平成二〇年七月一日厚生労働省告示第三五八号) 抄

平成二十年七月一日から適用する。

改正文（平成二十一年三月三〇日厚生労働省告示第一五九号）抄
平成二十一年四月一日から適用する。

改正文（平成二十一年七月一五日厚生労働省告示第三六三号）抄
平成二十一年十月一日から適用する。

別表

（平 18 厚労告 660・平 19 厚労告 129・平 19 厚労告 227・平 20 厚労告 191・平
20 厚労告 358・平 21 厚労告 159・平 21 厚労告 362・平 21 厚労告 363・一部
改正）

介護給付費等単位数表

第 1 居宅介護

1 居宅介護サービス費

イ 居宅における身体介護が中心である場合

- (1) 所要時間 30 分未満の場合 254 単位
- (2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 402 単位
- (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 584 単位
- (4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 667 単位
- (5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 750 単位
- (6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 833 単位
- (7) 所要時間 3 時間以上の場合 916 単位に所要時間 3 時間から計算して所要
時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数

ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合

- (1) 所要時間 30 分未満の場合 254 単位
- (2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 402 単位
- (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 584 単位
- (4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 667 単位
- (5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 750 単位
- (6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 833 単位
- (7) 所要時間 3 時間以上の場合 916 単位に所要時間 3 時間から計算して所要
時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数

ハ 家事援助が中心である場合

- (1) 所要時間 30 分未満の場合 105 単位
- (2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 197 単位
- (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 276 単位
- (4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 346 単位に所要時間 1 時間 30 分から計
算して所要時間 30 分を増すごとに 70 単位を加算した単位数

ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合

- (1) 所要時間 30 分未満の場合 105 単位
- (2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 197 単位
- (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 276 単位
- (4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 346 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 70 単位を加算した単位数

ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 100 単位

注

- 1 イ、ニ及びホについては、区分 1(障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成 18 年厚生労働省令第 40 号。以下「区分省令」という。))第 2 条第 1 号に掲げる区分 1 をいう。以下同じ。)以上(障害児にあっては、これに相当する心身の状態とする。注 3 において同じ。)に該当する利用者(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。))第 2 条第 1 号に掲げる利用者をいう。以下同じ。)に対して、指定障害福祉サービス基準第 5 条第 1 項に規定する指定居宅介護事業所(以下「指定居宅介護事業所」という。)の従業者(同項に規定する従業者をいう。))又は指定障害福祉サービス基準第 44 条第 1 項に規定する基準該当居宅介護事業所(以下「指定居宅介護事業所等」という。)の従業者(同項に規定する従業者をいう。))(注 4、注 10、注 13 及び注 14 において「居宅介護従業者」という。))が、指定障害福祉サービス基準第 4 条第 1 項に規定する指定居宅介護(以下「指定居宅介護」という。))又は指定障害福祉サービス基準第 44 条第 1 項に規定する基準該当居宅介護(以下「指定居宅介護等」という。))を行った場合に、所定単位数を算定する。
 - 2 ロについては、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する心身の状態(障害児にあっては、これに相当する心身の状態)にある利用者に対して、通院等介助(通院等又は官公署(国、都道府県及び市町村の機関、外国公館(外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。))並びに指定相談支援事業所)への移動(公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。))のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助をいう。注 6 及び注 8 において同じ。)(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。
- (1) 区分 2(区分省令第 2 条第 2 号に掲げる区分 2 をいう。以下同じ。))以上に該当していること。

(2) 区分省令別表第一の認定調査票(以下「認定調査票」という。)における次の(一)から(五)までに掲げる調査項目のいずれかについて、それぞれ(一)から(五)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

(一) 2 5 「3. できない」

(二) 2 6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

(三) 2 7 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

(四) 4 5 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

(五) 4 6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

3 ハについては、区分1以上に該当する利用者のうち、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。注7において同じ。)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。

4 居宅介護従業者が、指定居宅介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画(指定障害福祉サービス基準第26条第1項(指定障害福祉サービス基準第48条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する居宅介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

5 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護(入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 所定単位数の100分の70に相当する単位数

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) 所要時間3時間未満の場合 第2の1に規定する所定単位数

(二) 所要時間3時間以上の場合 630単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

6 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。

ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

- (1) 別に厚生労働大臣が定める者が通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合 所定単位数の100分の70に相当する単位数
 - (2) 別に厚生労働大臣が定める者が通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数
 - (一) 所要時間3時間未満の場合 第2の1に規定する所定単位数
 - (二) 所要時間3時間以上の場合 630単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数
- 7 ハについては、別に厚生労働大臣が定める者が、家事援助が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が家事援助が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 8 ニについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 9 ホについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等のための乗車又は降車の介助が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 10 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の居宅介護従業者が1人の利用者に対して指定居宅介護等を行った場合に、それぞれの居宅介護従業者が行う指定居宅介護等につき所定単位数を算定する。
- 11 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。)に指定居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に指定居宅介護等を行った

場合によっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行った場合においては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の20に相当する単位数

(2) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の10に相当する単位数

(3) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の10に相当する単位数

13 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合においては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

14 イ及びロについては、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者(指定障害福祉サービス基準第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合においては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

15 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間(第9の1の注5の適用を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。))又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。)若しくは旧法施設支援(法附則第20条に規定する旧法施設支援をいう。以下同じ。)を受けている間又は児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。)に入所(通所による入所を含む。)している間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

2 初回加算 200 単位

注 指定居宅介護事業所等において、新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った場合又は当該指定居宅介護事業所等のその他の居宅介護従業者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

3 利用者負担上限額管理加算 150 単位

注 指定障害福祉サービス基準第 5 条第 1 項に規定する指定居宅介護事業者が、指定障害福祉サービス基準第 22 条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

第 2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

- イ 所要時間 1 時間未満の場合 183 単位
- ロ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 274 単位
- ハ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 365 単位
- ニ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 456 単位
- ホ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 547 単位
- ヘ 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合 638 単位
- ト 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合 729 単位
- チ 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 814 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
- リ 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 1,495 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
- ヌ 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 2,178 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数
- ル 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 2,831 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
- ヲ 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合 3,514 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数

注

- 1 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する利用者に対して、重度訪問介護(居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として 1 日の範囲内で用務を終えるものに限る。2 及び第 3 において同じ。)時における移動中の介護を総合的に行うものをいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)の事業を行う者(3 において「指定重度訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定重度訪問介護事業所」という。)に置かれる従業者又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス(法第 30 条第 1 項第 2 号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当重度訪問介護事業所」という。)に置かれる従業者(注 7 及び注 10 において「重度訪問介護従業者」という。)が、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス(以

下「指定重度訪問介護」という。)又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定重度訪問介護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

- (1) 区分4(区分省令第2条第4号に掲げる区分4をいう。以下同じ。)以上に該当していること。
- (2) 二肢以上に麻痺等があること。
- (3) 認定調査票における次の(一)から(四)までに掲げる調査項目について、それぞれ(一)から(四)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。
 - (一) 2 5 「2.何かにつかまればできる」又は「3.できない」
 - (二) 2 6 「2.見守り等」、「3.一部介助」又は「4.全介助」
 - (三) 4 5 「2.見守り等」、「3.一部介助」又は「4.全介助」
 - (四) 4 6 「2.見守り等」、「3.一部介助」又は「4.全介助」

2 平成18年9月30日において現に日常生活支援(この告示による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第169号)別表介護給付費等単位数表((2)において「旧介護給付費等単位数表」という。)の1の注5に規定する日常生活支援をいう。以下同じ。)の支給決定(法第19条第1項に規定する支給決定をいう。以下同じ。)を受けている利用者のうち、次の(1)又は(2)のいずれにも該当する者に対して、指定重度訪問介護等を行った場合に、障害程度区分の認定が効力を有する期間内に限り、所定単位数を算定する。

- (1) 区分3(区分省令第2条第3号に掲げる区分3をいう。以下同じ。)以上に該当していること。
 - (2) 日常生活支援及び旧介護給付費等単位数表の5の注1に規定する指定外出介護等の支給量(法第22条第4項に規定する支給量をいう。)の合計が125時間を超えていること。
- 3 指定重度訪問介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画(指定障害福祉サービス基準第43条第1項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定重度訪問介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める者が、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。

- 5 別に厚生労働大臣が定める者が、第8の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める者が、区分6(区分省令第2条第6号に掲げる区分6をいう。以下同じ。)に該当する者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の7.5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して指定重度訪問介護等を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき所定単位数を算定する。
- 8 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。)に指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度訪問介護事業所において、指定重度訪問介護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の20に相当する単位数
 - (2) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の10に相当する単位数
 - (3) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の10に相当する単位数
- 10 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定重度訪問介護事業所又は基準該当重度訪問介護事業所(以下「指定重度訪問介護事業所等」という。)の重度訪問介護従業者が、指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 11 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が重度訪問介護計画の変更を行い、当該指定重度訪問介護事業所等の重度訪問介護従業者が当該利用者の重度訪問介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定重度訪問介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

12 利用者が重度訪問介護以外の障害福祉サービスを受けている間(第9の1の注5の適用を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。))又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。)又は旧法施設支援を受けている間は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。

2 移動介護加算

- イ 所要時間 1 時間未満の場合 100 単位
- ロ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 125 単位
- ハ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 150 単位
- ニ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 175 単位
- ホ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 200 単位
- ヘ 所要時間 3 時間以上の場合 250 単位

注

- 1 利用者に対して、外出時における移動中の介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の外出時における移動中の介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。
- 2 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う移動中の介護につき所定単位数を加算する。

3 初回加算 200 単位

注 指定重度訪問介護事業所等において、新規に重度訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定重度訪問介護等を行った日の属する月に指定重度訪問介護等を行った場合又は当該指定重度訪問介護事業所等のその他の重度訪問介護従業者が初回若しくは初回の指定重度訪問介護等を行った日の属する月に指定重度訪問介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

4 利用者負担上限額管理加算 150 単位

注 指定重度訪問介護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

第3 行動援護

1 行動援護サービス費

- イ 所要時間 30 分未満の場合 254 単位
- ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 402 単位
- ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 584 単位
- ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 732 単位

ホ	所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	880 単位
ヘ	所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	1,028 単位
ト	所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	1,176 単位
チ	所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	1,324 単位
リ	所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	1,472 単位
ヌ	所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	1,620 単位
ル	所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	1,768 単位
ヲ	所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	1,916 単位
ワ	所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	2,064 単位
カ	所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	2,212 単位
コ	所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	2,360 単位
ク	所要時間 7 時間 30 分以上の場合	2,508 単位

注

- 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する心身の状態(障害児にあっては、これに相当する心身の状態)にある利用者に対して、行動援護(当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者(3において「指定行動援護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定行動援護事業所」という。)に置かれる従業者又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当行動援護事業所」という。)に置かれる従業者(注4及び注7において「行動援護従業者」という。)が行動援護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定行動援護」という。)又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定行動援護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。
 - 区分3以上に該当していること。
 - 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。
- 指定行動援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、行動援護計画(指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定行動援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- 別に厚生労働大臣が定める者が、指定行動援護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定行動援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

- 4 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の行動援護従業者が1人の利用者に対して指定行動援護等を行った場合に、それぞれの行動援護従業者が行う指定行動援護等につき所定単位数を算定する。
- 5 行動援護サービス費は、1日1回のみ算定とする。
- 6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定行動援護事業所において、指定行動援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の20に相当する単位数
 - (2) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の10に相当する単位数
 - (3) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の10に相当する単位数
- 7 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定行動援護事業所又は基準該当行動援護事業所(以下「指定行動援護事業所等」という。)の行動援護従業者が指定行動援護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 8 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定行動援護事業所等のサービス提供責任者が行動援護計画の変更を行い、当該指定行動援護事業所等の行動援護従業者が当該利用者の行動援護計画において計画的に訪問することとなっていない指定行動援護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。
- 9 利用者が行動援護以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、行動援護サービス費は、算定しない。

2 初回加算 200 単位

注 指定行動援護事業所等において、新規に行動援護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った場合又は当該指定行動援護事業所等のその他の行動援護従業者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

3 利用者負担上限額管理加算 150 単位

注 指定行動援護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

第4 療養介護

1 療養介護サービス費(1日につき)

イ 療養介護サービス費()

- (1) 利用定員が40人以下 904単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 885単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 868単位
- (4) 利用定員が81人以上 857単位

ロ 療養介護サービス費()

- (1) 利用定員が40人以下 659単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 629単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 604単位
- (4) 利用定員が81人以上 591単位

ハ 療養介護サービス費()

- (1) 利用定員が40人以下 521単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 495単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 484単位
- (4) 利用定員が81人以上 476単位

ニ 療養介護サービス費()

- (1) 利用定員が40人以下 417単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 385単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 371単位
- (4) 利用定員が81人以上 362単位

ホ 療養介護サービス費()

- (1) 利用定員が40人以下 417単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 385単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 371単位
- (4) 利用定員が81人以上 362単位

注

1 イからニまでについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して、指定療養介護(指定障害福祉サービス基準第49条に規定する指定療養介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

- (1) 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であること。
- (2) 区分5(区分省令第2条第5号に掲げる区分5をいう。以下同じ。)以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者(以下「重症心身障害者」という。)であること。

- 2 ホについては、別に厚生労働大臣が定める者であって、区分4以下に該当する者又は区分1から区分6までのいずれにも該当しない者に対して、指定療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 3 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、区分6に該当する者が利用者(注2に定める者を除く。)の数の合計数の100分の50以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位(指定療養介護であって、その提供が一又は複数の利用者に対して行われるものをいう。以下同じ。)において、指定療養介護の提供を行った場合に、指定障害福祉サービス基準第67条に規定する運営規程に定められている利用定員(注4から注7までにおいて「利用定員」という。)に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所(指定障害福祉サービス基準第50条第1項に規定する指定療養介護事業所をいう。以下同じ。)の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 4 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 5 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 6 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害福祉サービス基準附則第3条第1項の規定による従業者を配置した指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 7 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 8 イからホまでに掲げる療養介護サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
- (2) 指定療養介護の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第 58 条の規定に従い、療養介護計画(同条第 1 項に規定する療養介護計画をいう。)が作成されていない場合 100 分の 95

2 地域移行加算 500 単位

注 入院期間が 1 月を超えると見込まれる利用者の退院に先立って、指定障害福祉サービス基準第 50 条の規定により指定療養介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退院後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退院後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退院後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中 1 回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退院後 30 日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後 1 回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退院後に他の社会福祉施設等に入所する場合には、加算しない。

3 福祉専門職員配置等加算

- イ 福祉専門職員配置等加算() 7 単位
- ロ 福祉専門職員配置等加算() 4 単位

注

- 1 イについては、指定障害福祉サービス基準第 50 条第 1 項第 3 号又は附則第 3 条の規定により置くべき生活支援員(注 2 において「生活支援員」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。
- 2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。
 - (1) 生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 100 分の 75 以上であること。
 - (2) 生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事している従業者の割合が 100 分の 30 以上であること。

第 5 生活介護

1 生活介護サービス費(1日につき)

イ 生活介護サービス費

(1) 利用定員が20人以下

(一) 区分6 1,299単位

(二) 区分5 981単位

(三) 区分4 703単位

(四) 区分3 635単位

(五) 区分2以下 583単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 区分6 1,170単位

(二) 区分5 884単位

(三) 区分4 633単位

(四) 区分3 572単位

(五) 区分2以下 525単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(一) 区分6 1,138単位

(二) 区分5 854単位

(三) 区分4 604単位

(四) 区分3 538単位

(五) 区分2以下 494単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下

(一) 区分6 1,090単位

(二) 区分5 825単位

(三) 区分4 589単位

(四) 区分3 533単位

(五) 区分2以下 481単位

(5) 利用定員が81人以上

(一) 区分6 1,076単位

(二) 区分5 811単位

(三) 区分4 576単位

(四) 区分3 518単位

(五) 区分2以下 466単位

ロ 基準該当生活介護サービス費 728単位

注

- 1 イ及びロについては、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護(以下「指

定生活介護」という。)、指定障害者支援施設(法第 29 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。))が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成 14 年法律第 167 号)第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。))が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第 219 条に規定する特定基準該当生活介護(以下「特定基準該当生活介護」という。)(以下「指定生活介護等」という。))を行った場合に、利用定員(多機能型事業所(指定障害福祉サービス基準第 214 条第 1 項に規定する多機能型事業所をいう。))である指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。))にあっては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス(障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 172 号。以下「指定障害者支援施設基準」という。))第 2 条第 16 号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。))を行う指定障害者支援施設等(法第 34 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。))にあっては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。第 11 から第 15 までにおいて同じ。))及び障害程度区分に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

- (1) 第 10 の 1 の注 1 に規定する指定施設入所支援等を受ける者((2)、(3)及び(4)において「施設入所者」という。))のうち、区分 4(50 歳以上の者)にあっては、区分 3)以上に該当するもの
 - (2) 施設入所者以外の者のうち、区分 3(50 歳以上の者)にあっては、区分 2)以上に該当するもの
 - (3) 別に厚生労働大臣が定める者のうち、施設入所者であって、区分 3(50 歳以上の者)にあっては、区分 2)以下に該当するもの又は区分 1 から区分 6 までのいずれにも該当しないもの
 - (4) 別に厚生労働大臣が定める者のうち、施設入所者以外の者であって、区分 2(50 歳以上の者)にあっては、区分 1)以下に該当するもの又は区分 1 から区分 6 までのいずれにも該当しないもの
- 2 ロについては、指定障害福祉サービス基準第 94 条に規定する基準該当生活介護事業者が基準該当生活介護(同条に規定する基準該当生活介護をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下「基準該当生活介護事業所」という。))において、基準該当生活介護を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定する。

3 イに掲げる生活介護サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
- (2) 指定生活介護等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第93条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、生活介護計画(指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する生活介護計画をいう。)、特定基準該当障害福祉サービス計画(指定障害福祉サービス基準第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。)(特定基準該当生活介護に係る計画に限る。)又は施設障害福祉サービス計画(指定障害者支援施設基準第23条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。)(以下「生活介護計画等」という。)が作成されていない場合 100分の95

4 利用者が生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、生活介護サービス費は、算定しない。

2 人員配置体制加算

イ 人員配置体制加算()

- (1) 利用定員が60人以下 265単位
- (2) 利用定員が61人以上 246単位

ロ 人員配置体制加算()

- (1) 利用定員が60人以下 181単位
- (2) 利用定員が61人以上 166単位

ハ 人員配置体制加算()

- (1) 利用定員が60人以下 51単位
- (2) 利用定員が61人以上 44単位

注

1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等(指定生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上である指定生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。)の単位(指定生活介護等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

以下同じ。)において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者(1の注1の(1)又は(2)のいずれかに該当する者に限る。注2及び注3において同じ。)に対して、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場あっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算する。

- 2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等(指定生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の50以上である指定生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。)の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場あっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。
- 3 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場あっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算する。ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

3 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算() 10単位

ロ 福祉専門職員配置等加算() 6単位

注

- 1 イについては、指定障害福祉サービス基準第78条第1項第2号、第220条第1項第4号若しくは附則第4条第1項又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号若しくは附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員(注2において「生活支援員」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護

事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等(以下「指定生活介護事業所等」という。)において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 口については、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

(1) 生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

4 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者(以下「視覚障害者等」という。)である指定生活介護等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第220条若しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法(指定障害福祉サービス基準第2条第15号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。以下同じ。)で、視覚障害者等の数を30で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

5 初期加算 30単位

注 指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、指定生活介護等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

6 訪問支援特別加算

(1) 所要時間1時間未満の場合 187単位

(2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定生活介護事業所等において継続して指定生活介護等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定生活介護等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第78条、第220条若しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条の規定により指定生活

介護事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者(以下「生活介護従業者」という。)が、生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定生活介護事業所等における指定生活介護等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、生活介護計画等に位置付けられた内容の指定生活介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

7 欠席時対応加算 94 単位

注 指定生活介護事業所等において指定生活介護等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定生活介護等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定生活介護従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

8 リハビリテーション加算 20 単位

注 次の(1)から(5)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。
- (2) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が指定生活介護等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。
- (3) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
- (4) 指定障害者支援施設等に入所する利用者について、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。
- (5) (4)に掲げる利用者以外の利用者について、指定生活介護事業所等の従業者が、必要に応じ、指定相談支援事業者(法第32条第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。)を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

9 利用者負担上限額管理加算 150 単位

注 指定障害福祉サービス基準第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者
又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第 93 条において準
用する指定障害福祉サービス基準第 22 条又は指定障害者支援施設基準第 20
条第 2 項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき
所定単位数を加算する。

10 食事提供体制加算 42 単位

注 障害者自立支援法施行令(平成 18 年政令第 10 号)第 17 条第 1 項第 1 号に
掲げる者のうち、支給決定障害者等(法第 5 条第 17 項第 2 号に規定する支給
決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者
(特定支給決定障害者(同令第 17 条第 1 項第 2 号に規定する特定支給決定障害
者をいう。以下この項において同じ。))にあつては、その配偶者に限る。)に
ついて指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サー
ビス等のあつた月が 4 月から 6 月までの場合にあつては、前年度)分の地方税
法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別
区民税を含む。)の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割(同法第 328 条
の規定によって課する所得割を除く。)の額(障害者自立支援法施行規則(平成
18 年厚生労働省令第 19 号。以下「規則」という。)第 38 条の 2 に掲げる規
定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とす
る。)を合算した額が 28 万円未満(特定支給決定障害者にあつては、16 万円
未満)である者並びに同令第 17 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者(以
下「低所得者等」という。)であつて生活介護計画等により食事の提供を行う
こととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)又は
低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所
等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であるこ
と又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又
は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えてい
るものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所
等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、平成
24 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。

第 6 児童デイサービス

1 児童デイサービス費(1 日につき)

イ 児童デイサービス費()

- (1) 利用定員が 10 人以下の場合 828 単位
- (2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 558 単位
- (3) 利用定員が 21 人以上の場合 435 単位

ロ 児童デイサービス費()

- (1) 利用定員が 10 人以下の場合 689 単位
- (2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 465 単位
- (3) 利用定員が 21 人以上の場合 349 単位

注

- 1 イについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定児童デイサービスの単位(指定障害福祉サービス基準第97条第2項に規定する指定児童デイサービスの単位をいう。以下同じ。)において、指定児童デイサービス(指定障害福祉サービス基準第96条に規定する指定児童デイサービスをいう。)の提供を行った場合若しくは次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとして市町村長に届け出た基準該当児童デイサービスの単位(指定障害福祉サービス基準第108条第2項に規定する基準該当児童デイサービスの単位をいう。以下同じ。)において、基準該当児童デイサービス(指定障害福祉サービス基準第108条第1項に規定する基準該当児童デイサービスをいう。)の提供を行った場合、指定障害福祉サービス基準第112条若しくは第113条の規定による基準該当児童デイサービス事業所(以下「みなし基準該当児童デイサービス事業所」という。)において基準該当児童デイサービスの提供を行った場合又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当児童デイサービス(以下「特定基準該当児童デイサービス」という。)の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- (1) 小学校就学前の利用者(以下「未就学児」という。)の数が利用者の数の100分の70以上である指定児童デイサービス事業所(指定障害福祉サービス基準第97条第1項に規定する指定児童デイサービス事業所をいう。以下同じ。)であって、指定障害福祉サービス基準附則第5条の規定によるもの(以下「経過的指定児童デイサービス事業所」という。)以外の事業所における指定児童デイサービスの単位又は基準該当児童デイサービス事業所(指定障害福祉サービス基準第108条第1項に規定する基準該当児童デイサービス事業所であって、みなし基準該当児童デイサービス事業所を除く。)であって、指定障害福祉サービス基準附則第6条の規定によるもの(以下「経過的基準該当児童デイサービス事業所」という。)以外の事業所における基準該当児童デイサービスの単位
 - (2) 未就学児の数が利用者の数の100分の70未満である指定児童デイサービス事業所であって、経過的指定児童デイサービス事業所以外の事業所のうち、未就学児の数が利用者の数の100分の70以上である指定児童デイサービスの単位又は未就学児の数が利用者の数の100分の70未満である基準該当児童デイサービス事業所であって、経過的基準該当児童デイサービス事業所以外の

事業所のうち、未就学児の数が利用者の数の 100 分の 70 以上である基準該当児童デイサービスの単位

- (3) 経過指定児童デイサービス事業所の指定児童デイサービスの単位のうち、未就学児の数が利用者の数の 100 分の 70 以上であって、指定障害福祉サービス基準第 97 条並びに指定障害福祉サービス基準第 107 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条、第 59 条及び第 66 条に規定する基準を満たすもの又は経過基準該当児童デイサービス事業所の基準該当児童デイサービスの単位のうち、未就学児の数が利用者の数の 100 分の 70 以上であって、指定障害福祉サービス基準第 108 条並びに指定障害福祉サービス基準第 111 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条、第 59 条及び第 66 条に規定する基準を満たすもの
- 2 ロについては、注 1 に該当する指定児童デイサービスの単位又は基準該当児童デイサービスの単位以外の指定児童デイサービスの単位又は基準該当児童デイサービスの単位において、指定児童デイサービス等の提供を行った場合に、それぞれ 1 日につき所定単位数を算定する。
- 3 イ(みなし基準該当児童デイサービス事業所に係るものを除く。)及びロに掲げる児童デイサービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
 - (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
 - (2) 指定児童デイサービス、基準該当児童デイサービス又は特定基準該当児童デイサービス(以下「指定児童デイサービス等」という。)の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第 107 条、第 111 条又は第 223 条第 1 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条の規定に従い、児童デイサービス計画(指定障害福祉サービス基準第 107 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条第 1 項に規定する児童デイサービス計画をいう。2 において同じ。)、基準該当児童デイサービス計画(指定障害福祉サービス基準第 111 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条第 1 項に規定する基準該当児童デイサービス計画をいう。2 において同じ。)又は特定基準該当障害福祉サービス計画(特定基準該当児童デイサービスに係る計画に限る。2 において同じ。)が作成されていない場合 100 分の 95
- 4 利用者が児童デイサービス以外の障害福祉サービスを受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、児童デイサービス費は、算定しない。

5 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援強化を図るためにイ又はロに掲げる児童デイサービス費の算定に必要とする従業者の員数に加え、指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童デイサービス事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定児童デイサービス等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 児童デイサービス費()を算定している場合

(一) 利用定員が10人以下の場合 193単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 129単位

(三) 利用定員が21人以上の場合 77単位

(2) 児童デイサービス費()を算定している場合

(一) 利用定員が10人以下の場合 193単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 129単位

(三) 利用定員が21人以上の場合 77単位

2 家庭連携加算

(1) 所要時間1時間未満の場合 187単位

(2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定児童デイサービス事業所、基準該当児童デイサービス事業所(みなし基準該当児童デイサービス事業所を除く。)又は特定基準該当障害福祉サービス事業所(以下この注、3、4、7及び8において「指定児童デイサービス事業所等」という。)において、指定障害福祉サービス基準第97条、第108条、第220条、附則第5条第1項又は附則第6条第1項の規定により指定児童デイサービス事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者(3において「児童デイサービス事業所従業者」という。)が、児童デイサービス計画、基準該当児童デイサービス計画、特定基準該当障害福祉サービス計画又は指定障害福祉サービス基準附則第5条第3項若しくは附則第6条第3項の規定により作成すべきものとされる児童デイサービスの計画(以下この注及び3において「指定児童デイサービス計画等」という。)に基づき、あらかじめ障害児の保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、児童デイサービス計画等に位置付けられた内容の指定児童デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

3 訪問支援特別加算

(1) 所要時間1時間未満の場合 187単位

(2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定児童デイサービス事業所等において継続して指定児童デイサービス等を利用する障害児について、連続した5日間、当該指定児童デイサービス等の利用がなかった場合において、児童デイサービス事業所従業者が、児童デイサービス計画等に基づき、あらかじめ当該障害児の保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定児童デイサービス事業所等における指定児童デイサービス等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、児童デイサービス計画等に位置付けられた内容の指定児童デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

4 送迎加算 54 単位

注 利用者に対して、その居宅と指定児童デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算 150 単位

注 指定障害福祉サービス基準第97条第1項に規定する指定児童デイサービス事業者が、指定障害福祉サービス基準第107条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算() 10 単位

ロ 福祉専門職員配置等加算() 6 単位

注

1 イについては、指定障害福祉サービス基準第97条第1項第1号若しくは附則第5条第1項の規定により置くべき指導員又は指定障害福祉サービス基準第220条第1項第4号の規定により置くべき生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童デイサービス事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定児童デイサービス又は特定基準該当児童デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童デイサービス事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定児童デイサービス又は特定基準該当児童デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

(1) 指導員又は保育士として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 指導員又は保育士として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

7 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算() 500 単位

ロ 医療連携体制加算() 250 単位

注

1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童デイサービス事業所等(特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所を除く。注2において同じ。)に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

8 欠席時対応加算 94 単位

注 指定児童デイサービス事業所等において指定児童デイサービス等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童デイサービス等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定児童デイサービス等の従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

第7 短期入所

1 短期入所サービス費(1日につき)

イ 福祉型短期入所サービス費

(1) 福祉型短期入所サービス費()

(一) 区分6 890 単位

(二) 区分5 757 単位

(三) 区分4 624 単位

(四) 区分3 562 単位

(五) 区分1及び区分2 490 単位

(2) 福祉型短期入所サービス費()

(一) 区分6 581 単位

(二) 区分5 509 単位

(三) 区分4 307 単位

(四) 区分3 231 単位

- (五) 区分 1 及び区分 2 166 単位
- (3) 福祉型短期入所サービス費()
- (一) 区分 3 757 単位
- (二) 区分 2 593 単位
- (三) 区分 1 490 単位
- (4) 福祉型短期入所サービス費()
- (一) 区分 3 509 単位
- (二) 区分 2 269 単位
- (三) 区分 1 166 単位

ロ 医療型短期入所サービス費

- (1) 医療型短期入所サービス費() 2,600 単位
- (2) 医療型短期入所サービス費() 2,400 単位
- (3) 医療型短期入所サービス費() 1,400 単位

ハ 医療型特定短期入所サービス費

- (1) 医療型特定短期入所サービス費() 2,480 単位
- (2) 医療型特定短期入所サービス費() 2,270 単位
- (3) 医療型特定短期入所サービス費() 1,300 単位

注

- 1 イ(1)については、区分 1 以上に該当する利用者(障害児を除く。別表第 7 において同じ。)に対して、指定短期入所事業所(指定障害福祉サービス基準第 115 条第 1 項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。)において指定短期入所(指定障害福祉サービス基準第 114 条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。)を行った場合に、障害程度区分に応じ、1 日につきそれぞれ所定単位数を算定する。
- 2 イ(2)については、区分 1 以上に該当する利用者が、指定生活介護等、第 11 の 1 の注 1 に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、第 12 の 1 の注 1 に規定する指定自立訓練(生活訓練)等、第 13 の 1 の注 1 に規定する指定就労移行支援等、第 14 の 1 の注 1 に規定する指定就労継続支援 A 型等、第 15 の 1 の注 1 に規定する指定就労継続支援 B 型等又は通所による旧法施設支援を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害程度区分に応じ、1 日につきそれぞれ所定単位数を算定する。
- 3 イ(3)については、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分(平成 18 年厚生労働省告示第 572 号)に規定する区分 1(以下「障害児程度区分 1」という。)以上に該当する障害児に対して、指定短期入所を行った場合に、同告示に定める障害児の障害の程度の区分(以下「障害児の障害の程度の区分」という。)に応じ、1 日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

- 4 イ(4)については、障害児程度区分1以上に該当する利用者が、指定児童デイサービスを利用した日又は児童福祉施設に通所した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の程度の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。
- 5 ロ(1)については、第4の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。以下同じ。)に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 6 ロ(2)については、第4の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 7 ロ(3)については、区分1又は障害児程度区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児程度区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 8 ハ(1)については、第4の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 9 ハ(2)については、第4の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 10 ハ(3)については、区分1又は障害児程度区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児程度区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業

所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

11 短期入所サービス費の算定に当たって、利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合に、別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

12 利用者が短期入所以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間(1のイの(2)又は(4)を算定する場合を除く。)は、短期入所サービス費は、算定しない。

2 短期利用加算 30 単位

注 指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合に、指定短期入所の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

3 重度障害者支援加算 50 単位

注 指定短期入所事業所において、第8の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者に対して指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1の口の医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

4 単独型加算 130 単位

注 指定障害福祉サービス基準第115条第3項に規定する単独型事業所において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1の口の医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

5 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算() 500 単位

ロ 医療連携体制加算() 250 単位

注

1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表の精神科訪問看護・指導料()若しくは訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)別表の訪問看護基本療養費()(以下「精神科訪問看護・指導料等」という。)の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第11の1の注1に規定する指定自

立訓練(機能訓練)等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない。

- 2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第11の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等を行う指定障害者支援施設において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない。

6 栄養士配置加算

イ 栄養士配置加算() 22 単位

ロ 栄養士配置加算() 12 単位

注

- 1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

- (1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
(2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

- 2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又は1のロの医療型短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

- (1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
(2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

7 利用者負担上限額管理加算 150 単位

注 指定障害福祉サービス基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者が、指定障害福祉サービス基準第125条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

8 食事提供体制加算 68 単位

注 低所得者等に対して、指定短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道

府県知事に届け出た当該指定短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、平成 24 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。

第 8 重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援サービス費

- イ 1 月に指定重度障害者等包括支援(指定障害福祉サービス基準第 126 条に規定する指定重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。)として提供された障害福祉サービスについて別に厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数(以下「実績単位数」という。)が、1 月につき市町村が別に厚生労働大臣が定めるところにより支給決定した単位数に当該月の日数(当該月において当該支給決定が効力を有する期間の日数に限るものとし、当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)を除く。)を乗じて得た単位数(以下「支給決定単位数」という。)の 100 分の 95 以上である場合 支給決定単位数
- ロ 実績単位数が支給決定単位数の 100 分の 95 を超えない場合 実績単位数に 95 分の 100 を乗じて得た単位数

注

- 1 重度障害者等包括支援サービス費については、区分 6(障害児にあっては、これに相当する心身の状態)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業所(指定障害福祉サービス基準第 127 条第 2 項に規定する指定重度障害者等包括支援事業所をいう。)において、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、所定単位数を算定する。
- (1) 第 2 の 1 の注 1 に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するものであること。
- (一) 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
- (二) 最重度の知的障害のある者
- (2) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。
- 2 利用者が重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、重度障害者等包括支援サービス費は、算定しない。

第 9 共同生活介護

1 共同生活介護サービス費(1 日につき)

イ 共同生活介護サービス費()

- (1) 区分 6 645 単位
- (2) 区分 5 528 単位

(3) 区分 4 449 単位

(4) 区分 3 383 単位

(5) 区分 2 294 単位

ロ 共同生活介護サービス費 ()

(1) 区分 6 594 単位

(2) 区分 5 477 単位

(3) 区分 4 398 単位

(4) 区分 3 332 単位

(5) 区分 2 243 単位

ハ 共同生活介護サービス費 ()

(1) 区分 6 561 単位

(2) 区分 5 444 単位

(3) 区分 4 365 単位

(4) 区分 3 299 単位

(5) 区分 2 210 単位

ニ 共同生活介護サービス費 ()

(1) 区分 6 675 単位

(2) 区分 5 558 単位

(3) 区分 4 479 単位

(4) 区分 3 413 単位

(5) 区分 2 324 単位

ホ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費 142 単位

注

- 1 イからホまでについては、区分 2 以上に該当する身体障害者(身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 4 条に規定する身体障害者をいい、65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)、知的障害者(知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)にいう知的障害者をいう。)又は精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 5 条に規定する精神障害者をいう。以下同じ。)(第 16 の 1 の注 1 において「身体障害者等」という。)に対して、指定共同生活介護(指定障害福祉サービス基準第 137 条に規定する指定共同生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 2 イについては、指定障害福祉サービス基準第 138 条第 1 項第 1 号の規定により置くべき世話人(以下この第 9 において「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者数を 4 で除して得た数以上配置されているものとして都

道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第138条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定共同生活介護を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

- 3 ロについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所(注2に規定する指定共同生活介護事業所を除く。)において、指定共同生活介護を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 4 ハについては、注2及び注3に規定する指定共同生活介護事業所又は経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準附則第13条に規定する経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)以外の指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 5 平成24年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活介護を行った場合にあっては、イからハまでにかかわらず、次の(1)から(3)までの場合に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
 - (1) 注2に規定する指定共同生活介護事業所の場合
 - (一) 区分6 434単位
 - (二) 区分5 388単位
 - (三) 区分4 356単位
 - (2) 注3に規定する指定共同生活介護事業所の場合
 - (一) 区分6 383単位
 - (二) 区分5 337単位
 - (三) 区分4 305単位
 - (3) 注4に規定する指定共同生活介護事業所の場合
 - (一) 区分6 350単位
 - (二) 区分5 304単位
 - (三) 区分4 272単位
- 6 ニについては、一時的に体験的な指定共同生活介護の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活介護(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、障害程度区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

- 7 ホについては、経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、平成 24 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を算定する。
- 8 イからホまでに掲げる共同生活介護サービス費(注 5 に規定する場合を含む。)の算定に当たって、イからニまでについては次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、ホについては次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- (1) 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
- (2) 指定共同生活介護の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第 154 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条の規定に従い、共同生活介護計画(指定障害福祉サービス基準第 154 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条第 1 項に規定する共同生活介護計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 100 分の 95
- (3) 共同生活住居(指定障害福祉サービス基準第 137 条に規定する共同生活住居をいう。以下この第 9 において同じ。)の入居定員(指定障害福祉サービス基準第 217 条に規定する一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所とみなした場合における当該共同生活住居に係る入居定員とする。以下同じ。)が 8 人以上である場合 100 分の 95
- (4) 共同生活住居の入居定員が 21 人以上である場合 100 分の 93
- 9 利用者が共同生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間(居宅介護を受けている間(注 5 の適用を受けている間又はホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間に限る。))及び重度訪問介護を受けている間(注 5 の適用を受けている間又はホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間に限る。))を除く。)又は旧法施設支援を受けている間は、共同生活介護サービス費は、算定しない。

1 の 2 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算() 7 単位

ロ 福祉専門職員配置等加算() 4 単位

注

- 1 イについては、世話人又は指定障害福祉サービス基準第 138 条第 1 項の規定により置くべき生活支援員(以下この第 9 において「生活支援員等」という。)(注 2 において「世話人等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介

護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

(1) 世話人等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

2 夜間支援体制加算

イ 夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者(以下この第9の2において「夜間支援対象利用者」という。)が4人以下の場合

(1) 区分5及び区分6 314単位

(2) 区分4 164単位

(3) 区分2及び区分3 107単位

ロ 夜間支援対象利用者が5人の場合

(1) 区分5及び区分6 273単位

(2) 区分4 137単位

(3) 区分2及び区分3 98単位

ハ 夜間支援対象利用者が6人の場合

(1) 区分5及び区分6 238単位

(2) 区分4 119単位

(3) 区分2及び区分3 89単位

ニ 夜間支援対象利用者が7人の場合

(1) 区分5及び区分6 216単位

(2) 区分4 99単位

(3) 区分2及び区分3 75単位

ホ 夜間支援対象利用者が8人以上10人以下の場合

(1) 区分5及び区分6 171単位

(2) 区分4 81単位

(3) 区分2及び区分3 59単位

ヘ 夜間支援対象利用者が11人以上13人以下の場合

(1) 区分5及び区分6 115単位

(2) 区分4 52単位

(3) 区分 2 及び区分 3 37 単位

ト 夜間支援対象利用者が 14 人以上 16 人以下の場合

(1) 区分 5 及び区分 6 100 単位

(2) 区分 4 37 単位

(3) 区分 2 及び区分 3 23 単位

チ 夜間支援対象利用者が 17 人以上 20 人以下の場合

(1) 区分 5 及び区分 6 89 単位

(2) 区分 4 26 単位

(3) 区分 2 及び区分 3 14 単位

リ 夜間支援対象利用者が 21 以上 30 人以下の場合(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)

(1) 区分 5 及び区分 6 78 単位

(2) 区分 4 15 単位

(3) 区分 2 及び区分 3 5 単位

注 利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制(以下「夜間支援体制」という。)を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活介護事業所(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。)において、指定共同生活介護を行った場合に、夜間支援対象利用者の数及び障害程度区分に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。

3 重度障害者支援加算 26 単位

注 第 8 の注 1 に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者(指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける利用者を除く。)の数が 2 以上である指定共同生活介護事業所(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。)において、指定障害福祉サービス基準第 138 条に規定する生活支援員の員数に加えて生活支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

4 日中支援加算

イ 区分 4 から区分 6 まで 539 単位

ロ 区分 2 及び区分 3 270 単位

注 指定共同生活介護事業所(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。)が、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは通所による旧法施設支援に係る支給決定を受けている利用者又は就労している利用者(指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける利用者を除く。)が心身の状況等により当該障害福祉サービス等を利用又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った

場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

5 自立生活支援加算 14 単位

注 次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所が、居宅における単身等での生活(以下この注及び第16の2において「単身生活等」という。)が可能であると見込まれる利用者に対して、市町村の承認を受けた共同生活介護計画に基づき、単身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合に、当該共同生活介護計画の対象となる期間のうち180日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 共同生活介護計画の対象となる期間の初日が属する年度の前年度及び前々年度において、指定共同生活介護事業所を退去し、単身生活等へ移行した利用者((2)において「単身生活等移行者」という。)の数が、当該指定共同生活介護事業所の利用定員の数の100分の50以上であること。
- (2) 単身生活等移行者のうち、単身生活等を6月以上継続した者又は継続している者の数が、単身生活等移行者の数の100分の50以上であること。

6 入院時支援特別加算

イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合 561 単位

ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,122 単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(当該指定共同生活介護事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第138条の規定により指定共同生活介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

6の2 長期入院時支援特別加算

イ 共同生活介護サービス費を算定している場合 122 単位

ロ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定している場合 76 単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(当該指定共同生活介護事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第138条の規定により指定共同生活介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合

に、1月の入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する(継続して入院している者にとっては、入院した初日から起算して3月に限る。)。ただし、6の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。

7 帰宅時支援加算

イ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。口及び注において同じ。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合 187単位

ロ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計が7日以上の場合 374単位

注 利用者が共同生活介護計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

7の2 長期帰宅時支援加算

イ 共同生活介護サービス費を算定している場合 40単位

ロ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定している場合 25単位

注 利用者が共同生活介護計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する(継続して外泊している者にとっては、外泊した初日から起算して3月に限る。)。ただし、7の帰宅時支援加算が算定される月は、算定しない。

8 地域生活移行個別支援特別加算 670単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業者が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活介護計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。)に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算が算定された期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算する。

9 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算() 500単位

ロ 医療連携体制加算() 250単位

注

1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活介護事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受

けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

- 2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活介護事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

第10 施設入所支援

1 施設入所支援サービス費(1日につき)

イ 利用定員が40人以下

- (1) 区分6 400単位
- (2) 区分5 328単位
- (3) 区分4 256単位
- (4) 区分3 180単位
- (5) 区分2以下 115単位

ロ 利用定員が41人以上60人以下

- (1) 区分6 309単位
- (2) 区分5 249単位
- (3) 区分4 188単位
- (4) 区分3 138単位
- (5) 区分2以下 99単位

ハ 利用定員が61人以上80人以下

- (1) 区分6 255単位
- (2) 区分5 207単位
- (3) 区分4 158単位
- (4) 区分3 121単位
- (5) 区分2以下 92単位

ニ 利用定員が81人以上

- (1) 区分6 231単位
- (2) 区分5 186単位
- (3) 区分4 141単位
- (4) 区分3 109単位
- (5) 区分2以下 88単位

注

- 1 イからニまでについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害者支援施設が行う施設入所支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指

定施設入所支援」という。)又はのぞみの園が行う施設入所支援(以下「指定施設入所支援等」という。)を行った場合に、利用定員及び障害程度区分(障害程度区分 1 から 6 までのいずれにも該当しない者又は障害程度区分の判定を行っていない者にあつては、「区分 2 以下」とする。)に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位(指定施設入所支援等であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

- (1) 区分 4(50 歳以上の者にあつては、区分 3)以上に該当する者
 - (2) 第 11 の 1 の注 1 に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、第 12 の 1 の注 1 に規定する指定自立訓練(生活訓練)等(同注に規定する指定宿泊型自立訓練を除く。)又は第 13 の 1 の注 1 に規定する指定就労移行支援等(以下「指定自立訓練等」という。)を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者
 - (3) 別に厚生労働大臣が定める者のうち、指定生活介護等を受ける者であつて、区分 3(50 歳以上の者にあつては、区分 2)以下に該当するもの若しくは区分 1 から区分 6 までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等、第 14 の 1 の注 1 に規定する指定就労継続支援 A 型等若しくは第 15 の 1 の注 1 に規定する指定就労継続支援 B 型等を受ける者
- 2 イからニまでに掲げる施設入所支援サービス費の算定に当たつて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
- (2) 指定施設入所支援等の提供に当たつて、指定障害者支援施設基準第 23 条の規定に従い、施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合 100 分の 95

2 夜勤職員配置体制加算

- (1) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 38 単位
- (2) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 30 単位
- (3) 利用定員が 61 人以上 25 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、当該指定施設入所支援等の単位の利用定員に応じ、1 日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設等の指定施設入所支援の単

位の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。)を加算する。

3 重度障害者支援加算

イ 重度障害者支援加算() 28 単位

ロ 重度障害者支援加算()

(1) 人員配置体制加算()が算定されている場合

(一) 区分 6 10 単位

(二) 区分 5 198 単位

(三) 区分 4 440 単位

(四) 区分 3 538 単位

(2) 人員配置体制加算()が算定されている場合

(一) 区分 6 20 単位

(二) 区分 5 255 単位

(三) 区分 4 496 単位

(四) 区分 3 594 単位

(3) 人員配置体制加算()が算定されている場合

(一) 区分 6 78 単位

(二) 区分 5 343 単位

(三) 区分 4 585 単位

(四) 区分 3 683 単位

(4) 人員配置体制加算が算定されていない場合

(一) 区分 6 130 単位

(二) 区分 5 395 単位

(三) 区分 4 637 単位

(四) 区分 3 735 単位

注

1 イについては、医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者が利用者(指定生活介護等を受ける者に限る。注 3 において同じ。)の数の合計数の 100 分の 20 以上であつて、指定障害者支援施設基準第 4 条又は附則第 3 条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 1 号又は附則第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる看護職員又は生活支援員を 1 人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 イが算定されている指定障害者支援施設等において、区分 6 に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が 2 人以上利用しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位に

において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、さらに1日につき所定単位数に22単位を加算する。

- 3 口(1)については、第5の2のイに規定する人員配置体制加算()が算定されている利用者であって、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号に掲げる生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- 4 口(2)については、第5の2のロに規定する人員配置体制加算()が算定されている利用者であって、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。
- 5 口(3)については、第5の2のハに規定する人員配置体制加算()が算定されている利用者であって、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。
- 6 口(4)については、第5の2に規定する人員配置体制加算が算定されていない利用者であって、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。
- 7 口の(1)から(4)までについては、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、1日につき所定単位数に700単位を加算する。
- 4 夜間看護体制加算 60単位

注 2 の夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員(3 の重度障害者支援加算()の算定対象となる看護職員を除く。)を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

5 入所時特別支援加算 30 単位

注 新たに入所者を受け入れた日から起算して 30 日以内の期間において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

6 土日等日中支援加算 90 単位

注 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する日に、当該指定障害者支援施設において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

(1) 土曜日、日曜日等であって指定生活介護等、指定自立訓練等、第 14 の 1 の注 1 に規定する指定就労継続支援 A 型等又は第 15 の 1 の注 1 に規定する指定就労継続支援 B 型等((2)において「日中活動サービス」という。)に係るサービス費が算定されない日

(2) 利用者が現に入所している指定障害者支援施設等において実施されている日中活動サービス以外の日中活動サービスを利用している場合において、心身の状況等により当該日中活動サービスが利用できない日

7 入院・外泊時加算

(1) 利用定員が 60 人以下 320 単位

(2) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 272 単位

(3) 利用定員が 81 人以上 247 単位

注 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊(指定共同生活介護及び第 16 の 1 の注 1 に規定する指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この 7 及び 8 において同じ。)を認めた場合に、1 月に 8 日(継続して入院又は外泊している者にあつては、入院し、又は外泊した初日から起算して 3 月に限る。)を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

8 長期入院等支援加算

(1) 利用定員が 60 人以下 160 単位

(2) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 136 単位

(3) 利用定員が 81 人以上 123 単位

注 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して外泊を認められた場合に、施設従業者のうち、いずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、入院又は外泊期間(入院又は外泊の初日及び最終日並びに 4 の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。)について、1 日につき、利用定員に応じ、所定単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。)を算定する(継続して入院している者にあっては、入院した初日から起算して 3 月に限る。)。ただし、6 の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。

9 入院時支援特別加算

(1) 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日並びに 4 の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。(2)及び注において同じ。)の日数の合計が 4 日未満の場合 561 単位

(2) 当該月における入院期間の日数の合計が 4 日以上の場合 1,122 単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(指定障害者支援施設等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定障害者支援施設基準第 4 条又は附則第 3 条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき従業者(10 において「施設従業者」という。)のうちいずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1 月に 1 回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

10 地域移行加算 500 単位

注 入所期間が 1 月を超えると見込まれる利用者(指定生活介護等を受ける者に限る。以下この注において同じ。)の退所に先立って、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中 1 回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退所後 30 日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後 1 回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。

11 地域生活移行個別支援特別加算

イ 地域生活移行個別支援特別加算() 12 単位

ロ 地域生活移行個別支援特別加算() 306 単位

注

- 1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算する。
- 2 ロについては、イが算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣に定める者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算する。

12 栄養管理体制加算

イ 栄養士配置加算()

- (1) 利用定員が40人以下 27単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 22単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 15単位
- (4) 利用定員が81人以上 12単位

ロ 栄養士配置加算()

- (1) 利用定員が40人以下 15単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 12単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 8単位
- (4) 利用定員が81人以上 6単位

注

- 1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。
 - (1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
 - (2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。
- 2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。
 - (1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
 - (2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

13 栄養マネジメント加算 10単位

注 次の(1)から(4)までに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 常勤の管理栄養士(平成24年3月31日までの間にあっては、管理栄養士又は栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士)を1名以上配置していること。
- (2) 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥^{えん}下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- (3) 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

14 経口移行加算 28単位

注

- 1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。
- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

15 経口維持加算

- (1) 経口維持加算() 28単位
- (2) 経口維持加算() 5単位

注

- 1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥^{えん}が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥^{えん}下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を

算定している場合は、算定しない。また、経口維持加算()を算定している場合は、経口維持加算()は、算定しない。

イ 経口維持加算()

経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥^{えん}が認められるものを対象としていること。

ロ 経口維持加算()

経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥^{えん}が認められるものを対象としていること。

- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥^{えん}が認められる入所者であって、医師の指示に基づき、継続して誤嚥^{えん}防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

16 療養食加算 23 単位

注 12の栄養士配置加算が算定されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

第11 自立訓練(機能訓練)

1 機能訓練サービス費(1日につき)

イ 機能訓練サービス費()

- (1) 利用定員が20人以下 785 単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 701 単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 667 単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 639 単位
- (5) 利用定員が81人以上 601 単位

ロ 機能訓練サービス費()

- (1) 所要時間1時間未満の場合 254 単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 584 単位
- (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 750 単位

ハ 基準該当機能訓練サービス費 785 単位

注

- 1 イについては、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。以下同じ。)、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等(以下「指定自立

訓練(機能訓練)事業所等」という。)において、指定障害福祉サービス基準第 155 条に規定する指定自立訓練(機能訓練)、指定障害者支援施設が行う自立訓練(機能訓練)(規則第 6 条の 6 第 1 号に掲げる自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練(機能訓練)又は指定障害福祉サービス基準第 219 条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)(以下「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)(以下「指定自立訓練(機能訓練)等」という。)を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

- 2 ロの(1)及び(2)については、指定障害福祉サービス基準第 156 条又は指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 2 号の規定により指定自立訓練(機能訓練)事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、自立訓練(機能訓練)計画(指定障害福祉サービス基準第 162 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条第 1 項に規定する自立訓練(機能訓練)計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「自立訓練(機能訓練)計画等」という。)に位置付けられた内容の指定自立訓練(機能訓練)等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- 2 の 2 ロの(3)については、別に厚生労働大臣が定める従業者が視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定する。
- 3 ハについては、指定障害福祉サービス基準第 163 条に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が基準該当自立訓練(機能訓練)(同条に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)を行う事業所において、基準該当自立訓練(機能訓練)を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定する。
- 4 イ又はロに掲げる機能訓練サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては(3)に該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
 - (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
 - (2) 指定自立訓練(機能訓練)等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第 162 条若しくは第 223 条第 1 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条又は指定障害者支援施設基準第 23 条の規定に従い、自立訓練(機能訓練)計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画(特定基準該当自立訓練(機能訓

練)に係る計画に限る。別表第 11 の 6 の注において同じ。)が作成されていない場合
100 分の 95

(3) 指定自立訓練(機能訓練)事業所等における指定自立訓練(機能訓練)等の利用者(指定自立訓練等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が 1 年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が規則第 6 条の 6 第 1 号に掲げる期間に 6 月間を加えて得た期間を超えている場合 100 分の 95

5 利用者が自立訓練(機能訓練)以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、機能訓練サービス費は、算定しない。

1 の 2 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算() 10 単位

ロ 福祉専門職員配置等加算() 6 単位

注

1 イについては、指定障害福祉サービス基準第 156 条第 1 項第 1 号のニ若しくは第 220 条第 1 項第 4 号又は指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 2 号のイの(1)の規定により置くべき生活支援員(注 2 において「生活支援員」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

(1) 生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 100 分の 75 以上であること。

(2) 生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事している従業者の割合が 100 分の 30 以上であること。

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41 単位

注 視覚障害者等である指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち 2 以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に 2 を乗じて得た数とする。)が当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第 156 条若しくは第 220 条又は指定障害者支

援施設基準第4条第1項第2号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 初期加算 30単位

注 指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

4 欠席時対応加算 94単位

注 指定自立訓練(機能訓練)事業所等において指定自立訓練(機能訓練)等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第156条若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条の規定により指定自立訓練(機能訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

4の2 リハビリテーション加算 20単位

注 次の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等について、リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。
- (2) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が指定自立訓練(機能訓練)等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。
- (3) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
- (4) 指定障害者支援施設等に入所する利用者については、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。
- (5) (4)に掲げる利用者以外の利用者については、指定自立訓練(機能訓練)事業所等の従業者が、必要に応じ、指定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

5 利用者負担上限額管理加算 150 単位

注 指定障害福祉サービス基準第 156 条第 1 項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第 162 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 22 条又は指定障害者支援施設基準第 20 条第 2 項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

6 食事提供体制加算 42 単位

注 低所得者等であって自立訓練(機能訓練)計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当自立訓練(機能訓練)の利用者に対して、指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所において、食事の提供を行った場合に、平成 24 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。

第 12 自立訓練(生活訓練)

1 生活訓練サービス費(1 日につき)

イ 生活訓練サービス費()

- (1) 利用定員が 20 人以下 748 単位
- (2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 668 単位
- (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 635 単位
- (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 609 単位
- (5) 利用定員が 81 人以上 572 単位

ロ 生活訓練サービス費()

- (1) 所要時間 1 時間未満の場合 254 単位
- (2) 所要時間 1 時間以上の場合 584 単位

ハ 生活訓練サービス費()

- (1) 利用期間が 2 年間以内の場合 270 単位
- (2) 利用期間が 2 年間を超える場合 162 単位

二 基準該当生活訓練サービス費 748 単位

注

- 1 イについては、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第 166 条第 1 項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ。)、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等(以下「指定自立

訓練(生活訓練)事業所等」という。)において、指定障害福祉サービス基準第 165 条に規定する指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第 166 条第 1 項第 1 号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。))を除く。)、指定障害者支援施設が行う自立訓練(生活訓練)(規則第 6 条の 6 第 2 号に掲げる自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。))に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練(生活訓練)又は指定障害福祉サービス基準第 219 条に規定する特定基準該当自立訓練(生活訓練)(以下「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」という。))以下「指定自立訓練(生活訓練)等」という。))を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

- 2 ロについては、指定障害福祉サービス基準第 166 条又は指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 3 号の規定により指定自立訓練(生活訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、訪問を開始した日から起算して 180 日間ごとに 50 回かつ月 14 回を限度として、自立訓練(生活訓練)計画(指定障害福祉サービス基準第 171 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条第 1 項に規定する自立訓練(生活訓練)計画をいう。以下同じ。))又は施設障害福祉サービス計画(以下「自立訓練(生活訓練)計画等」という。))に位置付けられた内容の指定自立訓練(生活訓練)等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- 3 ハについては、指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。
- 4 ニについては、指定障害福祉サービス基準第 172 条に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)事業者が基準該当自立訓練(生活訓練)(同条に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。))を行う事業所において、基準該当自立訓練(生活訓練)を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定する。
- 5 イからハまでに掲げる生活訓練サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては次の(3)に該当する場合に、ハについては次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
 - (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
 - (2) 指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第 171 条若しくは第 223 条第 1 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条又は指定障害者支援施設基準第 23 条の規定に従い、

自立訓練(生活訓練)計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画(特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画に限る。別表第12の7の注2において同じ。)が作成されていない場合 100分の95

(3) 指定自立訓練(生活訓練)事業所等における指定自立訓練(生活訓練)等の利用者(指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が規則第6条の6第2号に掲げる期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95

6 利用者が自立訓練(生活訓練)以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、生活訓練サービス費は、算定しない。

1の2 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算()

ロ 福祉専門職員配置等加算()

注

1 イについては、指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号若しくは第220条第1項第4号若しくは指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号の規定により置くべき生活支援員又は指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2号の規定により置くべき地域移行支援員(以下注2において「生活支援員等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届けた指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき10単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき7単位を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届けた指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に1日につき6単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に1日につき4単位を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

(1) 生活支援員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

1の3 地域移行支援体制強化加算 55単位

注 指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2号に掲げる地域移行支援員の配置について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府

県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、所定単位数を加算する。

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41 単位

注 視覚障害者等である指定自立訓練(生活訓練)等の利用者(1のイに規定する生活訓練サービス費(1)が算定されている利用者に限る。以下この注において同じ。)の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定自立訓練(生活訓練)等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第166条若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練(生活訓練)等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 初期加算 30 単位

注 指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、当該指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

4 欠席時対応加算 94 単位

注 指定自立訓練(生活訓練)事業所等において指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練(生活訓練)等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定自立訓練(生活訓練)等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第166条若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条の規定により指定自立訓練(生活訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

4の2 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算() 500 単位

ロ 医療連携体制加算() 250 単位

注

1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当生活介護又は

特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所を除く。注 2 において同じ。)に訪問させ、当該看護職員が利用者(1 のイに規定する生活訓練サービス費()が算定されている利用者に限る。以下この注及び注 2 において同じ。)に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

- 2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が 2 以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 名を限度として、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

5 短期滞在加算

イ 短期滞在加算() 180 単位

ロ 短期滞在加算() 115 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等が、利用者(1 のハの生活訓練サービス費()を受けている者を除く。)に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力を向上するための支援その他の必要な支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定する。

5 の 2 日中支援加算 270 単位

注 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは通所による旧法施設支援に係る支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が心身の状況等により当該障害福祉サービスを利用又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が 1 月につき 2 日を超える場合に、当該 2 日を超える期間について、1 日につき所定単位数を加算する。

5 の 3 通勤者生活支援加算 18 単位

注 指定宿泊型自立訓練の利用者のうち 100 分の 70 以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

5 の 4 入院時支援特別加算

イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が 3 日以上 7 日未満の場合 561 単位

ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,122 単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が病院又は診療所(当該宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。以下この注及び5の5において同じ。)への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき従業員のうちいずれかの職種の者が、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

5の5 長期入院時支援特別加算 76 単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が病院又は診療所への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき従業員のうちいずれかの職種の者が、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間(継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。)について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、5の4の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。

5の6 帰宅時支援加算

イ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合 187 単位

ロ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計が7日以上の場合 374 単位

注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練(生活訓練)計画に基づき家族等の居宅等において外泊(指定共同生活介護及び第16の1の注1に規定する指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。5の7において同じ。)した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

5の7 長期帰宅時支援加算 25 単位

注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練(生活訓練)計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数

数を加算する(継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限る。)。ただし、5の6の帰宅時支援加算が算定される月は、算定しない。

5の8 地域移行加算 500単位

注 利用期間が1月を超えると見込まれる指定宿泊型自立訓練の利用者(利用期間が2年を超える者を除く。)の退所に先立って、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、利用中1回を限度として、所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあつては、加算しない。

5の9 地域生活移行個別支援特別加算 670単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練(生活訓練)計画に基づき、地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあつては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算する。

6 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第171条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7 食事提供体制加算

イ 食事提供体制加算() 68単位

ロ 食事提供体制加算() 42単位

注

1 イについては、低所得者等(5の短期滞在加算が算定される者のうち、継続的に居室の提供を受ける者以外のものに限る。)に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託

していること等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成 24 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、低所得者等であって自立訓練(生活訓練)計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画により食事の提供を行うこととなっている利用者(注 1 に規定する利用者以外の者であって、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。)又は低所得者等である基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所において、食事の提供を行った場合に、平成 24 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。

8 精神障害者退院支援施設加算

イ 精神障害者退院支援施設加算() 180 単位

ロ 精神障害者退院支援施設加算() 115 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条第 2 項第 1 号に掲げる精神病床をいう。以下この注及び第 13 の 9 において同じ。))が設けられているものを含む。以下同じ。)の精神病床を転換して指定自立訓練(生活訓練)又は第 13 の 1 の注 1 に規定する指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は第 13 の 1 の注 3 に規定する指定就労移行支援事業所であって、法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所(第 13 の 9 の注において「精神障害者退院支援施設」という。)である指定自立訓練(生活訓練)事業所において、精神病床におおむね 1 年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1 日につき所定単位数を算定する。

第 13 就労移行支援

1 就労移行支援サービス費(1 日につき)

イ 就労移行支援サービス費()

(1) 利用定員が 20 人以下 850 単位

(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 759 単位

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 727 単位

(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 683 単位

(5) 利用定員が 81 人以上 647 単位

ロ 就労移行支援サービス費()

(1) 利用定員が 20 人以下 533 単位

(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 476 単位

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 446 単位

(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 435 単位

(5) 利用定員が 81 人以上 421 単位

注

- 1 イについては、就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の者に対して、指定障害福祉サービス基準第 174 条に規定する指定就労移行支援、指定障害者支援施設が行う就労移行支援に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う就労移行支援(以下「指定就労移行支援等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 2 ロについては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)第 1 条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を取得することにより、就労を希望する 65 歳未満の者に対して、指定就労移行支援等を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 3 イについては、指定就労移行支援事業所(指定障害福祉サービス基準第 175 条第 1 項に規定する指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設等(以下「指定就労移行支援事業所等」という。)において、指定就労移行支援等を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。
- 4 ロについては、指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。
- 5 イ又はロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
 - (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
 - (2) 指定就労移行支援等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第 184 条において準用する指定障害者福祉サービス基準第 58 条又は指定障害者支援施設基準第 23 条の規定に従い、就労移行支援計画(指定障害福祉サービス基準第 184

条において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条第 1 項に規定する就労移行支援計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「就労移行支援計画等」という。)が作成されていない場合 100 分の 95

(3) 指定就労移行支援等の利用者(当該指定就労移行支援等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が 1 年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定就労移行支援等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が規則第 6 条の 8 に規定する標準利用期間に 6 月間を加えて得た期間を超えている場合 100 分の 95

6 利用者が就労移行支援以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、就労移行支援サービス費は、算定しない。

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41 単位

注 視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち 2 以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に 2 を乗じて得た数とする。)が当該指定就労移行支援等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第 175 条若しくは第 176 条又は指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 4 号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援の利用者の数を 50 で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

3 就労移行支援体制加算

イ 利用定員のうち就労定着者が 100 分の 5 以上 100 分の 15 未満の場合 21 単位

ロ 利用定員のうち就労定着者が 100 分の 15 以上 100 分の 25 未満の場合 48 単位

ハ 利用定員のうち就労定着者が 100 分の 25 以上 100 分の 35 未満の場合 82 単位

ニ 利用定員のうち就労定着者が 100 分の 35 以上 100 分の 45 未満の場合 126 単位

ホ 利用定員のうち就労定着者が 100 分の 45 以上の場合 189 単位

注 指定就労移行支援等のあった日の属する年度の前年度及び前々年度において、指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労し、6 月を超える期間継続して就労している者の数を当該指定就労移行支援事業所等の指定就労移行支援等に係る利用定員で除した数に、前年度については 100 分の 80 を乗じた数と前々年度については 100 分の 20 を乗じた数を加えた数がイからホまでのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所

等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 初期加算 30 単位

注 指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

5 訪問支援特別加算

イ 所要時間 1 時間未満の場合 187 単位

ロ 所要時間 1 時間以上の場合 280 単位

注 指定就労移行支援事業所等において継続して指定就労移行支援等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労移行支援等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号の規定により指定就労移行支援事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者(以下「就労移行支援従業者」という。)が、就労移行支援計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労移行支援計画等に位置付けられた内容の指定就労移行支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

6 利用者負担上限額管理加算 150 単位

注 指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7 食事提供体制加算 42 単位

注 低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8 精神障害者退院支援施設加算

イ 精神障害者退院支援施設加算() 180 単位

ロ 精神障害者退院支援施設加算() 115 単位

注 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神障害者退院支援施設である指定就労移行支援事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算() 10 単位

ロ 福祉専門職員配置等加算() 6 単位

注

1 イについては、指定障害福祉サービス基準第175条第1項若しくは第176条第1項又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号の規定により置くべき職業指導員、生活支援員又は就労支援員(注2において「職業指導員等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

(1) 職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

10 欠席時対応加算 94 単位

注 指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援事業等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定就労移行支援等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労移行支援従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

11 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算() 500 単位

ロ 医療連携体制加算() 250 単位

注

1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

12 就労支援関係研修修了加算 11単位

注 就労支援員に関し就労支援に従事する者として1年以上の実務経験を有し、別に厚生労働大臣が定める研修を修了した者を就労支援員として配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業者等(3の就労移行支援体制加算の対象となる指定就労移行支援事業者等に限る。)において、指定就労移行支援事業等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

13 施設外就労加算 100単位

注 指定就労移行支援事業所等において、1月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者(1のロに規定する就労移行支援サービス費()が算定されている利用者を除く。)の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

第14 就労継続支援A型

1 就労継続支援A型サービス費(1日につき)

イ 就労継続支援A型サービス費()

- (1) 利用定員が20人以下 590単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 527単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 494単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 485単位
- (5) 利用定員が81人以上 470単位

ロ 就労継続支援A型サービス費()

- (1) 利用定員が20人以下 539単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 481単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 448単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 439単位
- (5) 利用定員が81人以上 424単位

注

- 1 イ及びロについては、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち65歳未満のもの又は年齢、心身の状態その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第185条に規定する指定就労継続支援A型又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援A型(規則第6条の10第1号に掲げる就労継続支援A型をいう。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援A型等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。
 - 2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所(指定障害福祉サービス基準第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設(以下「指定就労継続支援A型事業所等」という。)において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
 - 3 ロについては、注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等以外の指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
 - 4 イ及びロの算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
 - (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
 - (2) 指定就労継続支援A型等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労継続支援A型計画(指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労継続支援A型計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「就労継続支援A型計画等」という。)が作成されていない場合 100分の95
 - 5 利用者が就労継続支援A型以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、就労継続支援A型サービス費は、算定しない。
- 2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位
- 注 視覚障害者等である指定就労継続支援A型等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定就労継続支援A型等

の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援A型の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 就労移行支援体制加算 26単位

注 指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の前年度において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労し、6月を超える期間継続して就労している者が、当該指定就労継続支援A型事業所等の指定就労継続支援A型等に係る利用定員の100分の5を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 初期加算 30単位

注 指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該指定就労継続支援A型等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

5 訪問支援特別加算

(1) 所要時間1時間未満の場合 187単位

(2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定就労継続支援A型事業所等において継続して指定就労継続支援A型等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労継続支援A型等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により指定就労継続支援A型事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者(以下「就労継続支援A型従業者」という。)が、就労継続支援A型計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労継続支援A型計画等に位置付けられた内容の指定就労継続支援A型等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

6 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業者又は指定障害者支援施設が、指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第

20 条第 2 項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

7 食事提供体制加算 42 単位

注 低所得者等であって就労継続支援 A 型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設に入所する者を除く。)に対して、指定就労継続支援 A 型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援 A 型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援 A 型事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成 24 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。

8 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算() 10 単位

ロ 福祉専門職員配置等加算() 6 単位

注

1 イについては、指定障害福祉サービス基準第 186 条第 1 項第 1 号又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条第 1 項第 5 号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員(注 2 において「職業指導員等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所等において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所等において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

(1) 職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 100 分の 75 以上であること。

(2) 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事している従業者の割合が 100 分の 30 以上であること。

9 欠席時対応加算 94 単位

注 指定就労継続支援 A 型事業所等において指定就労継続支援 A 型等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定就労継続支援 A 型等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労継続支援 A 型従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1 月につき 4 回を限度として、所定単位数を算定する。

10 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算() 500 単位

ロ 医療連携体制加算() 250 単位

注

- 1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援 A 型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。
- 2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援 A 型事業所等に訪問させ、当該看護職員が 2 以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 名を限度として、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

11 施設外就労加算 100 単位

注 指定就労継続支援 A 型事業所等において、月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための 2 日を除く日数を限度として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。

12 重度者支援体制加算

イ 利用定員が 20 人以下 56 単位

ロ 利用定員が 21 人以上 40 人以下 50 単位

ハ 利用定員が 41 人以上 60 人以下 47 単位

ニ 利用定員が 61 人以上 80 人以下 46 単位

ホ 利用定員が 81 人以上 45 単位

注 指定就労継続支援 A 型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金 1 級(国民年金法(昭和 34 年法律第 131 号)に基づく障害基礎年金 1 級をいう。以下同じ。)を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援 A 型等の利用者の数の 100 分の 50(平成 24 年 3 月 31 日までの間、特定旧法指定施設が行う指定就労継続支援 A 型等に係る指定就労継続支援 A 型事業所等にあつては 100 分の 5)であるものとして都道府県知事に届け出た場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。

第 15 就労継続支援 B 型

1 就労継続支援 B 型サービス費(1 日につき)

イ 就労継続支援 B 型サービス費()

(1) 利用定員が 20 人以下 590 単位

(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 527 単位

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 494 単位

(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 485 単位

(5) 利用定員が 81 人以上 470 単位

ロ 就労継続支援 B 型サービス費()

(1) 利用定員が 20 人以下 539 単位

(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 481 単位

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 448 単位

(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 439 単位

(5) 利用定員が 81 人以上 424 単位

ハ 基準該当就労継続支援 B 型サービス費

次の算式により算定した数とイの(1)から(5)までに掲げる利用定員(基準該当就労継続支援 B 型(指定障害福祉サービス基準第 203 条に規定する基準該当就労継続支援 B 型をいう。以下同じ。)の事業を行う社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 7 号に規定する授産施設又は生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 38 条第 1 項第 4 号に規定する授産施設(以下「基準該当就労継続支援 B 型事業所」という。)の利用定員をいう。)に応じ、それぞれ(1)から(5)までに掲げる単位数(地方公共団体が設置する基準該当就労継続支援 B 型事業所の場合にあっては、それぞれ(1)から(5)までに掲げる単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。)とのいずれか少ない単位数

算式

$$((\text{保護施設事務費(生活保護法施行令(昭和 25 年政令第 148 号)第 10 条の規定により生活保護法第 75 条に規定する国庫負担金の交付の対象となる保護施設事務費をいい、当該サービスのあった月の属する年度の 4 月 1 日時点において示されている額とする。以下同じ。)} \div 22 \div 0.945 \div 10) + 23) \times 1.046$$

注

- イからハまでについては年齢、心身の状態その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第 198 条に規定する指定就労継続支援 B 型、指定障害福祉サービス基準第 219 条に規定する特定基準該当就労継続支援 B 型(以下「特定基準該当就労継続支援 B 型」という。)若しくは指定障害者支援施設が行う就労継続支援 B 型(規則第 6 条の 10 第 2 号に掲げる就労継続支援 B 型をいう。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援 B 型等」という。)又は基準該当就労継続支援 B 型を行った場合に、所定単位数を算定する。
- イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所(指定障害福祉サービス基準第

198条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設(以下この注において「特定指定就労継続支援B型事業所等」という。)において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 3 ロについては、注2に規定する以外の指定就労継続支援B型事業所等若しくは指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する注2に規定する以外の指定就労継続支援B型事業所若しくは指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 4 ハについては、基準該当就労継続支援B型事業所が、基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 5 イからハまでに掲げる就労継続支援B型サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
- (2) 指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第202条、第206条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労継続支援B型計画(指定障害福祉サービス基準第202条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労継続支援B型計画をいう。以下同じ。)、基準該当就労継続支援B型計画(指定障害福祉サービス基準第206条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する基準該当就労継続支援B型計画をいう。)、特定基準該当障害福祉サービス計画(特定基準該当就労継続支援B型に係る計画に限る。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「就労継続支援B型計画等」という。)が作成されていない場合 100分の95

- 6 利用者が就労継続支援B型以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、就労継続支援B型サービス費は、算定しない。

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定就労継続支援B型等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定就労継続支援B型等

の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条、指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援B型の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所、指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所(以下「指定就労継続支援B型事業所等」という。)において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 就労移行支援体制加算 13単位

注 指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年度において、指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月を超える期間継続して就労している者が、当該指定就労継続支援B型事業所等の指定就労継続支援B型等に係る利用定員の100分の5を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 目標工賃達成加算

イ 目標工賃達成加算() 26単位

ロ 目標工賃達成加算() 10単位

注

1 イについては、指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対して支払った工賃(指定障害福祉サービス基準第201条第1項(指定障害福祉サービス基準第223条第6項において準用する場合を含む。))又は指定障害者支援施設基準附則第9条第1項に定める工賃をいう。以下同じ。)の平均額(以下「平均工賃額」という。)が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 当該前年度における地域の最低賃金の3分の1に相当する額を超えていること。
- (2) 指定就労継続支援B型事業所等が、指定障害福祉サービス基準第201条第4項(指定障害福祉サービス基準第223条第6項において準用する場合を含む。))又は指定障害者支援施設基準附則第9条第4項の規定により都道府県知事に届け出た工賃の目標額を超えていること。

2 ロについては、指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の

利用者に対して支払った平均工賃額が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

- (1) 当該前年度における各都道府県の施設種別平均工賃の 100 分の 80 に相当する額を超えていること。
- (2) 指定就労継続支援 B 型事業所等が、各都道府県において取り組む「工賃倍増 5 年計画」に積極的に参加し、自らも「工賃引上げ計画」を作成していること。

5 初期加算 30 単位

注 指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所において、指定就労継続支援 B 型等又は基準該当就労継続支援 B 型を行った場合に、当該指定就労継続支援 B 型等又は基準該当就労継続支援 B 型の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算する。

6 訪問支援特別加算

- (1) 所要時間 1 時間未満の場合 187 単位
- (2) 所要時間 1 時間以上の場合 280 単位

注 指定就労継続支援 B 型事業所等において継続して指定就労継続支援 B 型等を利用する利用者について、連続した 5 日間、当該指定就労継続支援 B 型等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第 199 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 186 条、指定障害福祉サービス基準第 220 条又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条第 1 項第 5 号の規定により指定就労継続支援 B 型事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者(以下「就労継続支援 B 型従業者」という。)が、就労継続支援 B 型計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労継続支援 B 型事業所等における指定就労継続支援 B 型等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1 月につき 2 回を限度として、就労継続支援 B 型計画等に位置付けられた内容の指定就労継続支援 B 型等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

7 利用者負担上限額管理加算 150 単位

注 指定障害福祉サービス基準第 201 条第 1 項に規定する指定就労継続支援 B 型事業者又は指定障害者支援施設が、指定障害福祉サービス基準第 202 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 22 条又は指定障害者支援施設基準第 20 条第 2 項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

8 食事提供体制加算 42 単位

注 低所得者等であって就労継続支援 B 型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設に入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当就労継続支援 B 型の利用者に対して、指定就労継続支援 B 型事業所等

又は基準該当就労継続支援 B 型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定就労継続支援 B 型事業所等及び基準該当就労継続支援 B 型事業所において、食事の提供を行った場合に、平成 24 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。

9 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算() 10 単位

ロ 福祉専門職員配置等加算() 6 単位

注

1 イについては、指定障害福祉サービス基準第 199 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 186 条第 1 項第 1 号、指定障害福祉サービス基準第 220 条第 1 項第 4 号若しくは 5 号又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条第 1 項第 5 号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員(注 2 において「職業指導員等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

(1) 職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 100 分の 75 以上であること。

(2) 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事している従業者の割合が 100 分の 30 以上であること。

10 欠席時対応加算 94 単位

注 指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所において指定就労継続支援 B 型等又は基準該当就労継続支援 B 型を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定就労継続支援 B 型等又は基準該当就労継続支援 B 型の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労継続支援 B 型従業者又は指定障害福祉サービス基準第 206 条において準用する第 186 条の規定に基づき基準該当就労継続支援 B 型事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状

況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

11 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算() 500 単位

ロ 医療連携体制加算() 250 単位

注

- 1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援 B 型事業所等(特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所を除く。注 2 において同じ。)に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。
- 2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援 B 型事業所等に訪問させ、当該看護職員が 2 以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき 8 名を限度とし、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

12 施設外就労加算 100 単位

注 指定就労継続支援 B 型事業所等において、1月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための 2 日を除く日数を限度として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

13 重度者支援体制加算

イ 利用定員が 20 人以下 56 単位

ロ 利用定員が 21 人以上 40 人以下 50 単位

ハ 利用定員が 41 人以上 60 人以下 47 単位

ニ 利用定員が 61 人以上 80 人以下 46 単位

ホ 利用定員が 81 人以上 45 単位

注 指定就労継続支援 B 型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金 1 級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援 B 型等の利用者の数の 100 分の 50(平成 24 年 3 月 31 日までの間、特定旧法指定施設が行う指定就労継続支援 B 型等に係る指定就労継続支援 B 型事業所等にあっては、100 分の 5)であるものとして都道府県知事に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

14 目標工賃達成指導員配置加算

イ 利用定員が 20 人以下 81 単位

- ロ 利用定員が 21 人以上 40 人以下 72 単位
- ハ 利用定員が 41 人以上 60 人以下 67 単位
- ニ 利用定員が 61 人以上 80 人以下 66 単位
- ホ 利用定員が 81 人以上 64 単位

注 目標工賃達成指導員(「工賃倍増 5 か年計画」に基づく「工賃引上げ計画」を策定し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員)、職業指導員及び生活支援員の総数が別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

第 16 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費(1 日につき)

- イ 共同生活援助サービス費() 257 単位
- ロ 共同生活援助サービス費() 211 単位
- ハ 共同生活援助サービス費() 181 単位
- ニ 共同生活援助サービス費() 120 単位
- ホ 共同生活援助サービス費() 287 単位
- ヘ 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費 142 単位

注

- 1 イからへまでについては、主として区分 1 に該当する身体障害者等又は区分 1 から区分 6 までのいずれにも該当しない身体障害者等に対して、指定共同生活援助(指定障害福祉サービス基準第 207 条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 2 イについては、指定障害福祉サービス基準第 208 条第 1 項第 1 号に掲げる世話人(以下「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を 4 で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第 208 条第 1 項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)において、指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定する。
- 3 ロについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を 5 で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所(注 2 に規定する指定共同生活援助事業所を除く。)において、指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定する。
- 4 ハについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所(注 2 及

び注 3 に規定する指定共同生活援助事業所を除く。)において、指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定する。

5 ニについては、注 2 から注 4 まで及び注 7 に定める以外の指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定する。

6 ホについては、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助(1 回当たり連続 30 日以内のものに限る。)を提供した場合に、年 50 日以内に限り、1 日につき所定単位数を算定する。

7 ヘについては、指定障害福祉サービス基準附則第 15 条第 1 項に規定する経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所(以下「経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所」という。)において、指定共同生活援助を行った場合に、平成 24 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を算定する。

8 イからへまでに掲げる共同生活援助サービス費の算定に当たって、イからホまでについては次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、へについては次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定共同生活援助の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第 213 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条の規定に従い、共同生活援助計画(指定障害福祉サービス基準第 213 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条第 1 項に規定する共同生活援助計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 100 分の 95

(3) 共同生活住居(指定障害福祉サービス基準第 207 条に規定する共同生活住居をいう。以下この第 16 において同じ。)の入居定員が 8 人以上である場合 100 分の 90

(4) 共同生活住居の入居定員が 21 人以上である場合 100 分の 87

9 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、共同生活援助サービス費は、算定しない。

1 の 2 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算() 7 単位

ロ 福祉専門職員配置等加算() 4 単位

注

1 イについては、指定障害福祉サービス基準第 208 条第 1 項の規定により置くべき世話人(注 2 において「世話人」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が 100 分の 25 以

上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

(1) 世話人として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 世話人として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

1の3 夜間防災体制加算

イ 利用者が4人以下 25単位

ロ 利用者が5人 20単位

ハ 利用者が6人 16単位

ニ 利用者が7人 14単位

ホ 利用者が8人以上30人以下 12単位

注 利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所(経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所を除く。)において、指定共同生活援助を行った場合に、共同生活住居の利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

1の4 日中支援加算 270単位

注 指定共同生活援助事業所(経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所を除く。)が、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは通所による旧法施設支援に係る支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が心身の状況等により当該障害福祉サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

2 自立生活支援加算 14単位

注 次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所が、単身生活等が可能であると見込まれる利用者に対して、市町村の承認を受けた共同生活援助計画に基づき、単身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合に、当該共同生活援助計画の対象となる期間のうち180日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 共同生活援助計画の対象となる期間の初日が属する年度の前年度及び前々年度において、当該指定共同生活援助事業所を退去し、単身生活等へ移行した利用

者((2)において「単身生活等移行者」という。)の数が、当該指定共同生活援助事業所の利用定員の数の100分の50以上であること。

(2) 単身生活等移行者のうち、単身生活等を6月以上継続した者又は継続している者の数が、単身生活等移行者の数の100分の50以上であること。

3 入院時支援特別加算

イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合 561単位

ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,122単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(当該指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

3の2 長期入院時支援特別加算 76単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(当該指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間(継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。)について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、3の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。

4 帰宅時支援加算

イ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合 187単位

ロ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計が7日以上の場合 374単位

注 利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

5 長期帰宅時支援加算 25単位

注 利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する(継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限る。)。ただし、4の帰宅時支援加算が算定される期間は、算定しない。

6 地域生活移行個別支援特別加算 670 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業者が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあっては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算する。

7 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算() 500 単位

ロ 医療連携体制加算() 250 単位

注

- 1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。
- 2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度とし、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。